

【利根町みんなのまち基本条例の一部を改正する条例の逐条解説】

第9章 利根町みんなのまち基本条例推進委員会

(設置)

第36条 町は、この条例の普及啓発及び推進並びに検証を行う機関として、利根町みんなのまち基本条例推進委員会（以下「委員会」）を設置します。

【趣旨】

「利根町みんなのまち推進委員会」の設置について定めています。

【解説】

この条例は、まちづくりの基本理念を明らかにし、町民の役割と責務、議会及び行政の役割と責任並びに町政運営の基本的ルールを定めることで、協働によるまちづくりを推進することを目的としています。（第1条参照）

この目的を達成するため、その普及啓発及び推進（第34条）並びに検証（第35条）を行う機関の設置が必要となります。このため、「利根町みんなのまち基本条例推進委員会」を設置することを定めています。

(所掌事務)

第37条 委員会の所掌事務は、次のとおりとします。

- (1) この条例の運用に関すること
- (2) この条例の普及及び啓発に関すること。
- (3) この条例の見直しに関すること。
- (4) その他この条例の推進に関して必要な事項に関すること。

【趣旨】

「利根町みんなのまち基本条例推進委員会」の所掌する事務について定めています。

【解説】

- (1) この条例の実効性を確保し、形骸化を防ぐためには、この条例に基づく取組等（公募委員の募集状況、各審議会等の公開状況等）の検証が必要となります。このため、この条例の運用に関することを所掌事務として定めています。
- (2) 協働によるまちづくりの推進のためには、この条例で定めるまちづくりの基本理念を一人でも多くの町民が理解し、行動することが必要となります。このため、この条例の普及啓発に関することを所掌事務として定めています。
- (3) この条例は、まちづくりの基本を定めるものであり、常に時代に適した内容であることが求められます。このことから、この条例が社会情勢の変化等に適した条例となっているかを検証し、必要に応じて見直しを行うため、所掌事務に定めています。
- (4) (1)～(3)に定めている内容以外のその他の所掌事務について定めています。たとえば、この条例の運用状況の検証後、改善を求めることが必要になったり、社会情勢等の変化に対応するため見直しが必要と判断されたりすることがあります。その際、町長に対して、それらの内容の提言を行うこと等が考えられます。

【参考】

- ◆利根町パブリックコメント手続実施要綱
- ◆利根町附属機関等の会議の公開に関する基準
- ◆利根町情報公開条例

(組織)

第38条 委員会は、委員10人以内をもって組織します。

【趣旨】

利根町みんなのまち基本条例推進委員会の委員の人数について定めています。

【解説】

利根町みんなのまち基本条例推進委員会は10名以内で組織します。

【参考】

市町村名(県名)	組織人数	人口	備考
東海村(茨城県)	8人	3万7千人	規則
余市町(北海道)	10人以下	1万9千人	条例
滝沢市(岩手県)	10人以内	5万5千人	条例
久万高原町(愛媛県)	10人以内	8千人	条例
川口市(埼玉県)	14人以内	57万8千人	条例
戸田市(埼玉県)	18人以内	13万6千人	条例
利根町(案)	10人以内	1万5千人	条例

※利根町自治基本条例検討委員会

組織人数：16人以内

(委員)

第39条 委員は、次に掲げる者のうちから選任し、町長が委嘱します。

- (1) 町民 4人以内
- (2) 学識経験を有する者 2人以内
- (3) 各種団体等の関係者 4人以内

【趣旨】

委員の構成について定めています。

【解説】

- (1) 第17条では、町は附属機関等の構成員の一部を公募により選任するよう努めることとされています。また、この条例は、町民参加によるまちづくりを基本理念としており、この委員会は、その条例を推進するための機関です。そのため、町民参加を募り、その選任される割合を高くしています。
- (2) 専門的知見から助言をいただくため、2名以内の学識経験を有する者を委員として選任することを定めています。
- (3) この条例に定められている内容は、子どものまちづくりへの参加、住民自治組織の役割、健康の増進に関すること等、多岐にわたることから、4名以内の町内の各種団体（区長会、PTA、社会福祉協議会、商工会等）の関係者等を委員として選任することを定めています。また、こうした町内の各種団体は、それぞれが普段の活動において多くの町民と関わりを持っています。それらの活動を通じて得られた様々な意見が委員会で取り上げられることは幅広い町民の意見の反映につながるものと考えられます。

【参考】

※利根町自治基本条例検討委員会

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体等の関係者
- (3) 公募による町民
- (4) 町議会の議員
- (5) 町の職員
- (6) その他町長が適当と認める者

(任期)

第40条 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任は妨げないものとします。

【趣旨】

委員の任期について定めています。

【解説】

より多くの町民の参加の機会を確保すること及び公平性の観点から、委員の任期を2年と定めています。また、再任は妨げないこととしていますが、「利根町附属機関等の委員の公募及び選考に関する基準」により、公募委員については、在任期間を10年未満とすることが定められています。そのため、公募委員を再任する場合にあっても、在任期間が10年を超えることはできません。

【参考】

※利根町附属機関の任期が2年の一例

- ・利根町地域公共交通活性化協議会条例
- ・利根町都市計画審議会条例
- ・利根町下水道事業運営協議会規則
- ・利根町高齢者保健福祉・介護保険運営協議会
- ・利根町男女共同参画推進委員会

※他市町村

市町村名（県名）	任期
東海村（茨城県）	2年
余市町（北海道）	4年
滝沢市（岩手県）	4年
久万高原町（愛媛県）	2年
川口市（埼玉県）	4年
戸田市（埼玉県）	2年

【関係法令】

◆利根町附属機関等の委員の公募及び選考に関する基準
(公募委員の附属機関等の兼職及び在任期間)

第5条 公募委員の附属機関等の委員の兼職については、1人3機関以内とする。

2 公募委員の在任期間は、一の附属機関等について10年未満とする。

(委員長及び副委員長)

- 第41条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定めます。
- 2 委員長は、委員会を代表し、会務の運営が円滑に遂行できるよう努めます。
 - 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理します。

【趣旨】

委員長及び副委員長について定めています。

【解説】

- 1 公平性の観点から、委員長及び副委員長については、委員の互選により定めることとしています。
- 2 委員長は、委員会を代表する者としての役割を担います。また、会議が円滑に進行するよう努めます。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、やむを得ない事由により委員長が会議に出席できない場合には、委員長に代わり、その役割を担います。

(会議)

第42条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は会議の議長となります。ただし、委員の委嘱後、最初にかかれる会議は、町長が招集します。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができないものとします

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによるものとします。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取し、又は必要な資料等を提出させることができます。

【趣旨】

会議について定めています。

【解説】

1 委員会の会議は委員長が招集し会議の議長となります。委員長及び副委員長については、最初にかかれる会議において選出されます。その会議を招集する時点においては、まだ、委員長及び副委員長が選出されていないことから、委員長に代わり、町長が会議を招集することになります。

2 意思決定の透明性及び公平性を保つため、委員会の会議は委員の半数以上が出席しなければ開くことができないと定めています。

3 会議の議事は、出席した委員の多数決により決定し、可否同数となった場合には、議長（委員長）の意見により決定します。また、第19条において、町民の参加によって出された意見については、幅広い意見の反映に努めるとされていることから、議事の決定の際には、大多数の意見のみならず、少数意見等についても耳を傾け、議事の決定、合意形成を図ります。

4 委員長は、必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席を求め意見を聞くほか、必要な資料等を提出させることができます。

【参考】

会議回数 2回～3回／年

会議内容 まちの取り組み状況報告・周知啓発について・審議会等の公開状況についてなど

(庶務)

第43条 委員会の庶務は、政策企画課において処理します。

【趣旨】

委員会の庶務について定めています。

【解説】

委員会に関する事務は、政策企画課が担当します。

(委任)

第44条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めます。

【趣旨】

委員会への委任事項について定めています。

【解説】

本条例では、「利根町みんなのまち基本条例推進委員会」の運営に関する基本的事項を定めています。本条例に定めのない事項であっても、委員会の運営に関して必要と判断されることについては、委員会において決定し、定めることができます。この際、委員長の独断により決定されるのではなく、第7条の規定に基づき、委員長は委員からの意見を聞き、適切な合意形成を行い、意思決定します。